

(仮称) 札幌市子どもの権利条例素案

「救済制度」への意見のまとめと札幌市の考え方 (小学生・中学生のみなさんへ)

子どもの権利について 考えてみませんか？

札幌市は、平成 20 年 2 月に、いじめや虐待など、悩み苦しんでいる子どもを救うための新しい仕組み（救済制度）について、みなさんからの意見を募集しました。このパンフレットは、小学生と中学生の子ども 266 人から寄せられた意見の主な内容と、それに対する札幌市の考え方を報告するものです。

寄せられた意見を参考にしながら、一緒に子どもの権利について考えてみませんか？



大人のみなさまへ

札幌市は、平成 20 年 2 月、子どもの権利条例の素案について、小学生・中学生用資料と一般用資料を配布し、市民意見を募集しました。このパンフレットでは、小学生・中学生用資料について寄せられた意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を報告いたします。ぜひ、お子様とご一緒にお読みください。

平成 20 年（2008 年）5 月 札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

子どもの権利条例づくりの道のり



(1) 子どもの権利条例ってなあに？

札幌市は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと育つことを願って、子どもの権利条例という市民のきまり(ここからは、「条例」といいます。)をつくる準備をしています。

この条例では、子どもにとって大切な権利や、その権利を保障するためのおとなの役割などを定めることにしています。また、いじめや虐待(親からよくたたかれる、親が面倒をみてくれない)などで悩み苦しんでいる子どもを救うための、新しい仕組み(救済制度)も定めることにしています。

(2) 子どもの権利ってなあに？

子どもにとって、安全に安心して毎日を生きることは、とても大切なことです。また、さまざまなことを学んだり、自分に関わることに
ついて意見を言うことなども、成長するために大切なことです。

「子どもの権利」とは、これらのように、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利のことで、すべての子どもに生まれながらにある大切なものです。

次のページから、

救済制度に対して寄せられた意見の主な内容と、

それに対する札幌市の考え方を報告します！！



どんな^{なや}悩みでも聞いてほしい！

- ・いじめや虐待^{ぎゃくたい}だけではなく、どんなに小さな^{なや}悩みでも相談にのってほしい。
- ・ちょっとした「悪口」にも、傷^{きず}つく人が多くいるので、相談にのってほしい。
- ・友だち^{どうし}同士の^{かんけい}関係で^{なや}悩んだときも相談にのってほしい。

など

札幌市の考え方

いじめや虐待^{ぎゃくたい}、体罰^{たいばつ}、暴力^{ぼうりょく}だけではなく、「ちょっとつらいこと」や「悩み^{なや}」など、どんなことにでも、相談にのりたいと考えています。

また、子ども本人はもちろん、友だちや家族、知り合いの人など、その子どもと^{かんけい}関係のある人ならだれでも相談できるようにしたいと考えています。



ひとくちメモ

困^{こま}ったことを、どんなふう^{かいけつ}に解決してくれるの？

困^{こま}ったことが起きたり、悩^{なや}んだりしたときは、まず相談をしてもらいます。相談にのるときは、みなさんの話をしっかりと聞いて、何が^{いっしょ}できるのか一緒に考えます。

もしも相談だけでは^{かいけつ}解決できない場合は、問題^{げんいん}の原因をくわしく^{ちょうさ}調査したり、関係^{かんけい}する人と話をしたりしようと考えています。また、おとなたち（例えば、市役所^{たど}の人や学校の先生、家の人）に話を^{かいけつ}して、解決^{たど}するための努力^{どりょく}をしてもらうように、お願^{ねが}いできるようにしたいと考えています。



話を聞いてくれるのは こんな人がいい！

- ・相談にのる人は、どの世代の子どもにも話しやすい人がよいと思う。
- ・相談にのる人は、一緒に解決の方法を考えてくれる人がよいと思う。
- ・相談にのる人は、やさしくて、秘密を守ってくれる人がとよいと思う。
など

札幌市の考え方

相談窓口では、みなさんの悩みなどを受け止め、子どもの立場にたって一緒に解決を考えていきます。そして、子どもにとって相談しやすい相手の性別や年齢、雰囲気などについてさまざまな意見が寄せられました。

こうした意見を生かして、みなさんが安心して相談できるようにしようと考えています。もちろん、相談の秘密は固く守ります。



どんな人なら安心して相談できる？

安心して相談の相手について寄せられた意見の中から、主なものを紹介します。

性別について

- ・自分と同性の人がよい
- ・女性がよい

など

年齢について

- ・自分と近い年齢の人がよい
- ・中年や年配の人がよい
- ・何歳の人でもよい

など

雰囲気について

- ・やさしい人がよい
- ・気軽に話せる人がよい
- ・真剣に話を聞いてくれる人がよい
- ・明るい人がよい
- ・親身に話を聞いてくれる人がよい
- ・落ち着いている人がよい

など



気軽に相談できるようにしてほしい！

- ・相談することは^{ゆうき}勇気があることなので、子どもにとって身近なメールで相談ができるようにしてほしい。
- ・相談窓口は、子どもが^{りよう}利用しやすいように、休日や平日の夕方もあいているとよいと思う。
- ・相談室は、^{まよ}迷わない、わかりやすい場所にあるとよいと思う。

など

札幌市の考え方

相談の方法は、^{ほうほう}面談や電話などで^{ちよくせつ}直接話を聞くだけでなく、手紙やファックス、電子メールでも相談できるようにしたいと考えています。また、^{まどぐち}相談窓口があいている曜日や時間は、できるだけ多くしたいと考えています。

また、子どもが安心して相談室へ行くことができるようにするために、^{ほうほう}相談の方法や相談室の場所などをわかりやすくお知らせしたり、相談室の^{ふんいき}雰囲気に^{くふう}工夫をしたりしようと考えています。



どんな相談室なら安心できる？

安心して相談するためには、^{ふんいき}相談室の雰囲気も大切です。相談室の^{ふんいき}雰囲気づくりについても、^{さんこう}寄せられた意見を参考にしようと考えています。

^{ふんいき}雰囲気について

- ・落ち着いたところがよい
- ・明るいところがよい
- ・個室などのせまいところがよい
- ・入りやすいところがよい
- ・人に見られないところがよい
- など



救済は、こんな方法で進めてほしい！

- ・相談することによって、逆に、子どもが苦しなくなることはないように、だれもが安心して利用できる制度にしてほしい。
- ・子どものことにおとなが関わると、逆に、それが原因でいじめがひどくなるというケースがないか心配だ。
- ・救済制度は、相談にのるだけではなく、必要があるときに調査をすることになっているが、どのようなときが「必要」なときなのか、わからない。

など

札幌市の考え方

新しい救済制度では、相談だけでは解決しないなどの場合に、原因を調査したり、関係する人と話をしたりできるようにしようと考えています。

どのような方法で進めていくか決めるときは、相談した子どもを困らせることがないようによく話しあい、その子どもに合った方法を選ぶようにしたいと考えています。



ひとくちメモ

いじめの問題などを解決するために、子どもにできることは？

すべての子どもが、権利を守られ安心して過ごせるようになるためには、一人ひとりが、自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切にすることも必要です。

今回の意見募集では、いじめなど、自分たちの問題は自分たちで考えることが大切だという意見もありました。子どもの問題を、子ども同士が真剣に考えることによって、お互いを信頼し大切にする関係をつくることができれば、いじめが起これにくくなるなど、子どもの権利を守ることにもつながっていきます。



きゅうさいせいど

救済制度ができれば、

しっかりと知らせてほしい！

- 救済制度をつくったら、多くの人に知ってもらえるようにお知らせすることが大切だと思う。
- 救済制度のことをお知らせするときは、パンフレットやホームページだけではなく、いろいろな方法で知らせてほしい。
- パンフレットなどには、「相談にのるときは、子どもにやさしく接します」というようなことを書けばよいと思う。

など

札幌市の考え方

はじめて自分の悩みを相談するときなどは、不安を感じることもあると思います。救済制度ができれば、相談の方法だけではなく、相談にのるのはどんな人なのか、相談室はどんなところのかなども、さまざまな方法でお知らせしたいと考えています。

また、札幌市は、いじめや虐待、体罰、暴力などが起きないようにするために、子どもの権利の大切さを、子どもにも、おとなにも知ってもらえるような取組を進めていくことにしています。



ひとくちメモ

条例づくりは、これからどうなるの？

札幌市は、みなさんの中から寄せられた意見や、これまでの取組の中で議論されたことをもとに、最終的な条例案をまとめました。この条例案は、札幌市議会というまちづくりの進め方などを決める場で、市民の代表である議員によって話し合われることとなります。

8 ページに書いてあるホームページでは、条例案を見ることができるほか、市議会の結果もお知らせすることにしています。

おわりに

救済制度きゅうさいせいどについて、たくさんの意見をありがとうございました。
このパンフレットでは、そのすべてを紹介しょうかいすることはできませんでしたが、いただいた意見いけんは、よりよい条例じょうれいをつくるために参考さんこうにしています。

子どもの権利けんりは、子どもが毎日まいにちを生きいきと過ごし、自分らしくのびのびと成長せいちょうしていくために大切なものです。もしもだれかが、いじめや虐待ぎゃくたいなどで困こまったり、悩なやんだりしたときは、その解決かいけつに向けて、札幌市は全力で取り組んでいきたいと考えています。

これからも、子どもの権利けんりのことを一緒いっしょに考えていきましょう。

条例素案じょうれいそあんに対して寄せられた、おとなと子どもの意見の全部をまとめた資料しりょうを作成さくせいし、区役所や子ども未来局などで配布しています。下記のホームページでも資料しりょうを公開していますので、興味のある方は、ぜひ見てください。

子どもの権利けんりのことをもっとくわしく知りたいときは

- ・ 子どもの権利ホームページ「子どもの権利ウェブ」
条例づくりの取組や、子どもの権利にかかわることについて、紹介しています。
(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>)
- ・ 子ども未来局子ども向けホームページ「キッズページ」
子どもの権利、悩み相談、児童会館など子どもにかかわる情報を、わかりやすく紹介しています。(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/kids>)

(お問い合わせ先) 札幌市子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課
札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2942 / FAX011-211-2943 / Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp